

入所サービス利用重要事項説明書

(令和 7年 3月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 りんごの里 福寿園
- ・開設年月日 平成 8年 5月 8日
- ・所在地 秋田県横手市増田町吉野字梨木塚 100-1 番地
- ・電話番号 0182-45-3131 ・ファックス番号 0182-45-3300
- ・管理者名 施設長 山 岸 逸 郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0552780017号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や(介護予防)通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 りんごの里 福寿園の運営方針]

1. 利用者や家族のニーズに対応し、当地域での老人医療、福祉の中核的施設を目指し、医療ケアと生活サービスを一体的に提供します。
2. 家族との絆を大切にし、明るく、家庭的家族的な雰囲気の中で家庭への復帰を目指して生き甲斐をもって生き生きと療養生活が出来るようなサービスを提供します。
3. 利用者の自発的な活動を促すと共に、日常生活能力を維持し回復するための機能訓練に努めます。
4. 地域や家庭との結びつきを重視し、(介護予防)通所リハビリテーション・短期入所等のサービスを積極的に提供します。

(3) 施設の職員体制

従業者の職種	員数	区 分				常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準	保 有 資 格
		常 勤		非 常 勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1	1				1	1	医師1名
支援相談員	3		3			3.0	1	介護支援専門員4名 (うち社会福祉士1名)
介護職員	43	43				43	34	介護福祉士35名
看護職員	12	3	9			10	以上	看護師10名 准看護師2名
リハビリ担当職員	11		11			5	1.4以上	作業療法士5名 理学療法士4名 言語聴覚士1名

介護支援専門員	3		3			3	1以上	介護支援専門員 3名
管理栄養士	1	1				1	1	
歯科衛生士	2		2			1	1	
薬剤師					1	0.3	0.3	

【勤務状況】	早番	7:00	～	16:00	4名
	日勤	8:30	～	17:30	23名
	遅番	10:30	～	19:30	6名
	夜勤	17:00	～	9:00	6名

- (4) 入所定員等 ・定員 100名
・療養室 個室 8室 / 2人室 6室 / 4人室 20室
- (5) 通所定員 40名 (そのうち、介護予防通所リハビリテーションは5名)

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事 (食事は食堂でとなりますが、ご希望の場合は居室での食事も可能です。)
 - 朝食 7時30分～ 8時00分
(7時30分から1時間以内であれば、希望する時間に食事が出来ます。)
 - 昼食 12時00分～12時30分
(12時00分から1時間以内であれば、希望する時間に食事が出来ます。)
 - 夕食 18時00分～18時30分
(18時00分から1時間以内であれば、希望する時間に食事が出来ます。)
- ③ 口腔ケア (毎食後) を実施。必要に応じて歯科衛生士の指導あり。
- ④ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護 (退所時の支援も行います。)
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス (毎週月曜日、増田町理容組合の出張による理髪サービスをご利用頂けます。)
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 身体拘束等

- ① 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

- ② 身体拘束廃止委員会は毎月1回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催するほか、利用者等に対する身体拘束廃止及び緊急やむを得ない場合の身体拘束の必要性について「身体拘束カンファレンス」を開催する。またその結果について、介護職員その他従業者に周知します。
- ③ 職員の身体拘束廃止に対する意識を高め理解を深めるために、研修会への参加及び施設内での勉強会を開催します。

4. 事故発生時の対応

- ① 利用者家族等へ連絡する。
- ② 居宅支援事業所へ連絡する。
- ③ 事故発生時又はそれに至る危険が生じた時は、原因や状況を分析して対応策を講じ、職員に周知徹底を図ります。
- ④ 事故内容により、速やかに保険者に報告する。
- ⑤ 必要に応じ、所定の手続きに従い利用者及び家族と話し合い、速やかに損害賠償を行う。

5. 感染症対策体制の徹底

- ① 感染対策委員会を定期的（月1回程度）に開催し、感染症又は食中毒の予防や、まん延防止のための対策を講じ、職員に周知徹底します。
- ② 感染症及び食中毒に関する研修会へ参加するなど情報を収集し、都度「感染対策マニュアル」を改訂していきます。
- ③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、職員勉強会を定期的実施していきます。

6. 褥創防止対策の実施

- ① 職員の褥創に対する意識を高め理解を深めるために、研修会への参加及び施設内での勉強会を開催します。
- ② 褥創発生防止手順を職員に浸透させます。
- ③ 個々の利用者が持つ、褥創発生要因を的確に把握し対応します。

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 平鹿総合病院
- ・住所 秋田県横手市前郷字八ツ口3-1

・協力医療機関

- ・名称 市立横手病院
- ・住所 秋田県横手市根岸町5-31

・協力歯科医療機関

- ・名称 赤沢歯科医院
- ・住所 秋田県横手市増田町字本町3

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8. 施設利用に当たっての留意事項

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられています。同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

来 訪 ・ 面 会	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出して下さい。尚面会時間は、午前9時00分から午後5時00分となります。午後5時を過ぎてのご面会希望は、事前にご連絡して下さい。※ご利用者様の体調によっては、ご面会出来ない場合があります。
食品等の持込 喫煙・飲酒について	持込食品で生もの、のどに詰まりやすいものは禁止です。面会時に必ず持込食品についてお知らせ下さい。 喫煙・飲酒は出来ません。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。（申請書にご記入願います。）
医療機関への受診等	医師が必要と認めた場合、受診の手続や送迎は無料で行います。施設ご利用中（入所中）の医学的管理は施設となりますので、ご家族様による医療機関への受診や薬の依頼等は出来ませんのでご留意下さい。
服薬について	入所中の投薬については、常勤医師を主治医とし、日々の状態管理の下で処方する事となっています。薬品については後発品（ジェネリック）を使用することもあります。
居 室 の 転 室	感染予防対策等、やむを得ない事情が発生した際は、居室の転室を行う場合があります。（前もって連絡致します。）
居室・設備・器具 の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合賠償していただくことがあります。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ねがいます。又、むやみに他の入所者の居室に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	入所時に「預かり表」を確認していただきます。尚、貴重品は避けていただきます。
現金等の管理	預かり金は原則1万円以内で事務所にての管理となります。利用者本人が現金を持つ場合については、施設では一切責任を負いかねます。貴重品BOXの鍵はご自身で管理して頂きます。
宗 教 活 動 政 治 活 動	施設内で他の入所者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動 物 飼 育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育は、お断りします。

9. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「りんごの里福寿園消防計画」に則り対応いたします。
--------	--------------------------------

近隣との協力関係	横手平鹿広域消防署増田分署と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を依頼しております。			
平常時の訓練等	別途定める「りんごの里福寿園消防計画」に則り年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を入所者の方にも参加していただいております。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	2箇所
	避難すべり台	1箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	11箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は、防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日	平成20年 7月25日		
	防火管理者	菊地浩記		

10. 要望及び苦情等の相談

入所・短期 ご利用相談室	窓口担当者	介護計画課 計画担当介護支援専門員 黒坂義広
	ご利用方法	電話 0182-45-3131

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、正面玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

「苦情解決処理委員会」

小野寺 忠 0182-45-3360	小玉 宏一郎 0182-32-0780
-----------------------	------------------------

「外部苦情相談窓口」

横手市役所 まるごと福祉課 0182-35-2134	秋田県国民健康保険連合会 018-862-6864
湯沢市役所 湯沢福祉事務所 0183-72-8301	
東成瀬村役場 民生課 0182-47-3405	
羽後町役場 福祉保健課 0183-62-2111	
秋田県福祉サービス相談支援センター (秋田県運営適正化委員会) 018-864-2726	

11. その他、当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。

「入所サービス利用料金について」

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人・利用者の家族・身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に合わせて適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

入所サービスの利用者負担

※「介護保険負担割合証」の＜1割負担＞又は＜2割負担＞、＜3割負担＞によって料金が異なります。

(1) 基本料金 【在宅強化型】

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

【1人部屋】	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	788円	1,576円	2,364円
要介護2	863円	1,726円	2,589円
要介護3	928円	1,856円	2,784円
要介護4	985円	1,970円	2,955円
要介護5	1,040円	2,080円	3,120円

【2人・4人部屋】	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	871円	1,742円	2,613円
要介護2	947円	1,894円	2,841円
要介護3	1,014円	2,028円	3,042円
要介護4	1,072円	2,144円	3,216円
要介護5	1,125円	2,250円	3,375円

*ただし入所後30日間に限って、上記施設利用料に1日につき30円（1割負担）・60円（2割負担）・90円（3割負担）加算されます。

【入所前後訪問指導加算（Ⅰ）】	1割負担	2割負担	3割負担
入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる者の、入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者の退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画策定及び診療方針の決定を行った場合	450円／ 1回のみ	900円／ 1回のみ	1,350円／ 1回のみ
【入退所前連携加算（Ⅰ）】	1割負担	2割負担	3割負担
入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に入所者が退所後利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、同意を得て退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合。 加えて下記（Ⅱ）の要件を満たす。	600円／ 1回のみ	1,200円／ 1回のみ	1,800円／ 1回のみ
【入退所前連携加算（Ⅱ）】	1割負担	2割負担	3割負担
入所者の入所期間が1ヶ月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の対処に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。	400円／ 1回のみ	800円／ 1回のみ	1,200円／ 1回のみ

【夜勤職員配置加算】	1割負担	2割負担	3割負担
基準を上回る夜勤職員を配置している場合。	24円／日	48円／日	72円／日

【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】	1割負担	2割負担	3割負担
介護職員総数のうち介護福祉士が80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上配置している。	22円／日	44円／日	66円／日
【サービス提供体制強化加算（Ⅱ）】	1割負担	2割負担	3割負担
介護職員総数のうち介護福祉士が60%以上配置している。（※上段（Ⅰ）の算定出来ない場合）	18円／日	36円／日	54円／日

【短期集中リハビリテーション実施加算】	1割負担	2割負担	3割負担
入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語療法士が入所の日から起算して3ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行なった場合。	258円／日	516円／日	774円／日
【リハビリテーションマネジメント計画書情報加算】	1割負担	2割負担	3割負担
多職種が共同し、リハビリテーション計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合。また情報を厚生労働省へ提供し活用している場合。	33円／月	66円／月	99円／月

【自立支援促進加算】	1割負担	2割負担	3割負担
定められた要件を満たす場合。 医師が入所者ごとに評価を行い、自立支援計画等の策定に参加していること。多職種共同で策定し、ケアを実施していること。	300円/月	600円/月	900円/月
【科学的介護推進体制加算（Ⅰ）】	1割負担	2割負担	3割負担
定められた要件を満たす場合。 利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど有効に情報を活用している。	40円/月	80円/月	120円/月
【科学的介護推進体制加算（Ⅱ）】	1割負担	2割負担	3割負担
上記（Ⅰ）に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出していること。	60円/月	120円/月	180円/月

【高齢者施設等感染対策向上加算】	1割負担	2割負担	3割負担
施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を3年に1回以上受けていること。	5円/月	10円/月	15円/月
【安全対策体制加算】	1割負担	2割負担	3割負担
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。	20円/ 入所時に1回	40円/ 入所時に1回	60円/ 入所時に1回
【安全管理体制未実施減算】	1割負担	2割負担	3割負担
運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合。	-5円/日	-10円/日	-15円/日

【療養食加算】	1割負担	2割負担	3割負担
厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合。	6円/食	12円/食	18円/食
【栄養マネジメント強化加算】	1割負担	2割負担	3割負担
基準以上の管理栄養士を配置している場合。及び所定の要件を満たし、厚生労働省に情報提供を行った場合。	11円/日	22円/日	33円/日
【栄養ケア・マネジメント未実施減算】	1割負担	2割負担	3割負担
管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施しない場合。	-14円/日	-28円/日	-42円/日
【再入所時栄養連携加算】	1割負担	2割負担	3割負担
再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険への再入所した場合。	200円/ 1回のみ	400円/ 1回のみ	600円/ 1回のみ

【経口移行加算】	1割負担	2割負担	3割負担
医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経口により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合。	28円/日	56円/日	84円/日
【経口維持加算（Ⅰ）】	1割負担	2割負担	3割負担
現に経口により食事を摂取する者であって、接触機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、関係職種が共同して食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成している場合。	400円/月	800円/月	1,200円/月
【経口維持加算（Ⅱ）】	1割負担	2割負担	3割負担
上記（Ⅰ）に加え、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。	100円/月	200円/月	300円/月
【口腔衛生管理加算（Ⅰ）】	1割負担	2割負担	3割負担
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合。	90円/月	180円/月	270円/月
【口腔衛生管理加算（Ⅱ）】	1割負担	2割負担	3割負担
上記（Ⅰ）に加え、LIFEにて厚生労働省に情報提供を行った場合。	110円/月	220円/月	330円/月

【褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）】	1割負担	2割負担	3割負担
所定の要件を満たし、LIFEにて厚生労働省に情報提供及び褥瘡ケア計画、定期的な記録をしている場合。	3円/月	6円/月	9円/月
【褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）】	1割負担	2割負担	3割負担
上記（Ⅰ）に加え、入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合。	13円/月	26円/月	39円/月

【排せつ支援加算（Ⅰ）】	1割負担	2割負担	3割負担
所定の要件を満たし、排せつ障害等について、他職種が協働して支援計画を作成し、評価を行う場合	10円/月	20円/月	30円/月
【排せつ支援加算（Ⅱ）】	1割負担	2割負担	3割負担
上記（Ⅰ）に加え、入所時と比較し、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善しかつ悪化がない場合。又はオムツ使用から使用無しに改善している場合。	15円/月	30円/月	45円/月
【排せつ支援加算（Ⅲ）】	1割負担	2割負担	3割負担
上記（Ⅰ）に加え、入所時と比較し、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善しかつ悪化がない場合。かつ、オムツ使用から使用無しに改善している場合。	20円/月	40円/月	60円/月

【外泊時費用】	1割負担	2割負担	3割負担
外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は所定単位数（基本単位）に代えて請求となります。	362円/日	724円/日	1,086円/日
【外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)】	1割負担	2割負担	3割負担
外泊時に介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日を限度として、所定単位数に代えて請求となります。	800円/日	1,600円/日	2,400円/日

【緊急時施設療養費】	1割負担	2割負担	3割負担
緊急時に所定の対応を行った場合（3日まで/月）	518円/日	1,036円/日	1,554円/日
【所定疾患施設療養費】	1割負担	2割負担	3割負担
所定の疾患のある入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合（1ヶ月に10日を限度） （肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪の者）	239円/日	478円/日	717円/日

【退所時情報提供加算Ⅰ】	1割負担	2割負担	3割負担
居宅に退所する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対し、同意を得て診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合。 （一人につき1回まで）	500円	1,000円	1,500円
【退所時情報提供加算Ⅱ】	1割負担	2割負担	3割負担
医療機関に退所する場合において、退所後の主治の医師に対し、同意を得て診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合。 （一人につき1回まで）	250円	500円	750円
【退所時栄養情報連携加算】	1割負担	2割負担	3割負担
療養食を必要とする入所者又は低栄養状態と診断された入所者が退所する場合において、退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合。（1月につき1回まで）	70円/月	140円/月	2,100円/月
【試行的退所指導加算】	1割負担	2割負担	3割負担
退所が見込まれる入所期間が1ヶ月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、試行的な退所時に入所者及び家族等に対し、退所後の療養上の指導を行った場合 （一人につき1回まで）	400円	800円	1,200円
【訪問看護指示加算】	1割負担	2割負担	3割負担
退所時に訪問看護指示書を交付した場合	300円	600円	900円
【協力医療機関連携加算】	1割負担	2割負担	3割負担
協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。	100円/月	200円/月	300円/月

【ターミナルケア加算①】	1割負担	2割負担	3割負担
入所者又はその家族等の同意を得て、ターミナルケアに係る計画が作成されること。説明を行いターミナルケアを行っている場合。(死亡日31～45日前)	72円/日	144円/日	216円/日
【ターミナルケア加算②】	1割負担	2割負担	3割負担
入所者又はその家族等の同意を得て、ターミナルケアに係る計画が作成されること。説明を行いターミナルケアを行っている場合。(死亡日4～30日前)	160円/日	320円/日	480円/日
【ターミナルケア加算③】	1割負担	2割負担	3割負担
入所者又はその家族等の同意を得て、ターミナルケアに係る計画が作成されること。説明を行いターミナルケアを行っている場合。(死亡日前々日、前日)	910円/日	1,820円/日	2,730円/日
【ターミナルケア加算④】	1割負担	2割負担	3割負担
入所者又はその家族等の同意を得て、ターミナルケアに係る計画が作成されること。説明を行いターミナルケアを行っている場合。(死亡日)	1,900円/日	3,800円/日	5,700円/日

【在宅復帰支援機能加算（Ⅰ）】 (基本単価が基本型算定の場合)	1割負担	2割負担	3割負担
退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している場合	51円/日	102円/日	153円/日
【在宅復帰支援機能加算（Ⅱ）】 (基本単価が在宅強化型算定の場合)	1割負担	2割負担	3割負担
退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している場合	51円/日	102円/日	153円/日

【介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）】
所定単位数の合計に、75/1000を掛けた分が利用料に加算されます。

「個人持込電気機器使用料金」1日あたり

・電気毛布 30円 ・携帯電話、スマートフォン、PC等（充電） 10円

※その他家電製品、充電を要するものについては10円/日となります。

⑧ テレビレンタル利用料 100円/日（電気代含む）

※テレビの持ち込みは出来ません。希望する場合はレンタルでの利用となります。

⑨ 各種診断書作成料 診断項目によって金額が異なります。

別紙 施設利用料金表をご覧ください。

【 支払い方法 】

毎月11日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の18日までにお支払いください。お支払い方法は、当施設指定金融機関口座自動引き落としとなります。

介護老人保健施設 重要事項説明同意書

介護老人保健施設 りんごの里 福寿園 をご利用における重要事項説明書を交付し、これらの内容に関して説明を致しました。

説明年月日： 令和 年 月 日

説明者職員 職種： _____ 氏名： _____

社会福祉法人 横手福寿会
介護老人保健施設 りんごの里 福寿園
理事長 田中 実

介護老人保健施設の入所サービスを利用するにあたり、介護老人保健施設 りんごの里 福寿園 利用約款に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受け、説明書を受け取りました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設の入所サービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことを連帯保証人と共に同意します。

同意年月日 令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の家族・身元引受人>

住 所

氏 名

印

利用者との続柄 ()

<連帯保証人>

住 所

電話番号

氏 名

印

利用者との続柄 ()